

令和2年4月30日
四国電力株式会社
四国電力送配電株式会社

関西電力金品受領等の類似事案調査に関する国への追加報告について

四国電力および四国電力送配電は、本年4月6日、経済産業大臣より関西電力役職員による金品受領等に類似する事案の有無などについて報告するよう求められておりましたので、調査・確認を行い、その結果を報告書にとりまとめ、同月17日、同省に受領されました。

(4月17日お知らせ済み)

さらに、4月21日、経済産業大臣より、その調査の方法・結果等について追加的に報告するよう求められました。

このため、追加の調査・確認を行い、その結果をとりまとめた報告書を同省に提出し、本日受領されました。

両社では、関西電力と同様の不適切な事案はありません。

(別紙) 経済産業大臣への報告書 (四国電力) (四国電力送配電)

以 上

令和2年4月28日

総法発令2第2号

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

長井 啓介

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

令和2年4月21日に受領した「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」(20200417資第24号)に基づき、下記のとおり報告いたします。

なお、前回報告「電気事業法第106条第3項に基づく報告について」(令和2年4月15日付 総法発令2第1号)からの追加・修正箇所には下線を付しております。

記

1. 関西電力株式会社の回答(令和2年3月14日)における内容に類似する事案の有無

(1) 役職員による金品受領の有無

以下の調査については、コンプライアンス推進委員会事務局(以下、「事務局」という。)が実施し、故人および連絡先不明者を除いた全ての調査対象者から回答を得た。(回答率97.0%)

① 関西電力株式会社(以下、「関西電力」という。)の役職員による金品受領等事案(以下、「本件事案」という。)の発覚後、次の者に対し聞き取り調査を行い、関西電力と同様の事案がないことを確認した。(令和元年9月27日～10月15日実施)

- ・現職の常務執行役員以上の常勤役員、常勤相談役、常勤顧問 計22名
- ・現職の原子力部門の部長職以上の職員、過去10年間の原子力本部の役職員(常務執行役員以上)、非常勤相談役(社長・会長経験者) 計20名

② 関西電力第三者委員会の調査報告書(令和2年3月14日)の内容を踏まえ、次の者に対し追加の聞き取り調査を行い、関西電力と同様の事案がないことを確認した。(令和2年3月24日～4月10日実施)

- ・現職および過去10年間の原子力、火力、再生エネルギー(水力)、土木建築および情報システム部門の部長職以上の役職員 計75名
- ・現職および過去10年間の資材部門の発注責任者(部長、GLクラス) 計21名

③ 上記①および②の調査対象としていなかった過去10年間の役員経験者(工事発注・契約に関わらない管理間接部門等を所管する常務執行役員以上)計24名に対し聞き取り調査を行い、関西電力と同様の事案がないことを確認した。(令和2年4月22日～28日実施)

④ コンプライアンス相談窓口寄せられた過去 10 年間の相談・通報記録 (91 件) を調査し、関西電力と同様の事案がなかったことを確認した。(令和 2 年 3 月 24 日～4 月 10 日実施)

(2) 不適切な工事発注・契約の有無

○ 工事発注・契約の仕組み

- ・ 当社の工事発注・契約業務は、工事実施部門から独立した部門（本店資材部）にて集中して実施する体制としており、安価な事務用品購入等を除き、工事実施部門のみならず現場組織にも権限を与えていない。
 - ・ 資材部が実施する発注手続きは、競争見積を原則とし、特命発注を行う場合は、既設設備との技術的整合性が必要なものや、災害復旧対応など合理的な理由があるものに限定している。こうした方針はルール化されており、案件ごとに、取引先選定理由を明確にしたうえで、発注額に応じて複数名が確認、承認する仕組みとしている。なお、発注価格は、特命・競争を問わず、取引先から提出された見積を、市況価格などを考慮して査定し、交渉を経たうえで決定しており、価格面においても適正性を確保している。
- このように、発注プロセスの透明性を確保する内部統制システムを構築・運用しており、その実施状況についても毎年監査法人のチェックを受けている。

○ 調査の実施と結果

- ・ 上記のとおり、不適切な発注を防止するための体制・仕組みは十分であると考えているが、本件事案に鑑み、本店資材部協力のもと事務局が以下のとおり調査を実施した。(令和 2 年 3 月 24 日～4 月 10 日実施)
なお、聞き取り調査については、故人および連絡先不明者を除いた全ての調査対象者から回答を得た。(回答率 95.0%)
 - 工事実施部門別に、主要工事に関する発注手続きの実施状況を調査し、ルールに則り適切に発注していることを確認した。
 - さらに、一般的な建設業者であれば施工可能な工事について、過去 10 年分を抽出し、取引先選定が妥当か、特定取引先へ発注が偏っていないか等、確認した結果、不透明な発注は認められなかった。
 - 現職および過去 10 年間に在籍した原子力、火力、再生エネルギー（水力）、土木建築および情報システム部門の部長職以上の役職員（計 75 名）、ならびに現職および過去 10 年間に在籍した資材部門の発注責任者（部長、G L クラス（計 21 名））を対象に、発注に際して、特定の取引先等に事前に発注約束をする、事前に情報（案件名や概算金額等）提供を行う、または不適切な特命発注を行うなどの行為の有無について聞き取り調査した結果、問題となる事案は認められなかった。
 - コンプライアンス相談窓口寄せられた過去 10 年間の相談・通報記録 (91 件) を調査し、関西電力と同様の事案がなかったことを確認した。

○ 以上のことから、当社において不適切な工事発注・契約は認められない。

(3) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

事務局が、現職の会長および社長ならびに過去 10 年間の会長および社長経験者計 4 名に対して聞き取り調査を行うとともに、過去 10 年間の役員報酬決定に係る取締役会議事録および関係資料等を調査し、減額した報酬の補填を行っていないことを確認した。(令和 2 年 3 月 24 日～4 月 24 日実施)

2. 本件事案発覚後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容およびコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

(前回報告から追加・修正がないため記載省略)

(添付資料)

「電気事業法第106条第3項に基づく報告について」(令和2年4月15日付 総法発令2第1号)

以 上

令和2年4月15日
総法発令2第1号

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長井 啓介

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

令和2年4月6日に受領した「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」（20200406資第10号）に基づき、当社のコンプライアンスおよび工事発注等に係る業務の適切性の確保状況等に関して下記のとおり報告いたします。

記

1. 関西電力株式会社の回答（令和2年3月14日）における内容に類似する事案の有無

（1）役職員による金品受領の有無

① 関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の役職員による金品受領等事案（以下、「本件事案」という。）の発覚後、次の者に対し聞き取り調査を行い、関西電力と同様の事案がないことを確認した。（令和元年9月27日～10月15日実施）

- ・ 常務執行役員以上の常勤役員、常勤相談役、常勤顧問 計22名
- ・ 現職の原子力部門の部長職以上の職員、過去10年間の原子力本部の役職員（常務執行役員以上）、非常勤相談役（社長・会長経験者） 計20名

② 関西電力第三者委員会の調査報告書（令和2年3月14日）の内容を踏まえ、次の者に対し追加の聞き取り調査を行い、関西電力と同様の事案がないことを確認した。（令和2年3月24日～4月10日実施）

- ・ 現職および過去10年間の原子力、火力、再生エネルギー（水力）、土木建築および情報システム部門の部長職以上の役職員 計75名
- ・ 現職および過去10年間の資材部門の発注責任者（部長、GLクラス） 計21名

（2）不適切な工事発注・契約の有無

○ 工事発注・契約の仕組み

- ・ 当社の工事発注・契約業務は、工事実施部門から独立した部門（本店資材部）にて集中して実施する体制としており、安価な事務用品購入等を除き、工事実施部門のみならず現場組織にも権限を与えていない。

- ・資材部が実施する発注手続きは、競争見積を原則とし、特命発注を行う場合は、既設設備との技術的整合性が必要なものや、災害復旧対応など合理的な理由があるものに限定している。こうした方針はルール化されており、案件ごとに、取引先選定理由を明確にしたうえで、発注額に応じて複数名が確認、承認する仕組みとしている。なお、発注価格は、特命・競争を問わず、取引先から提出された見積を、市況価格などを考慮して査定し、交渉を経たうえで決定しており、価格面においても適正性を確保している。

このように、発注プロセスの透明性を確保する内部統制システムを構築・運用しており、その実施状況についても毎年監査法人のチェックを受けている。

○ 調査の実施と結果

- ・上記のとおり、不適切な発注を防止するための体制・仕組みは十分であると考えているが、本件事案に鑑み、以下のとおり調査を実施した。
 - 工事実施部門別に、主要工事に関する発注手続きの実施状況を調査し、ルールに則り適切に発注していることを確認した。
 - さらに、一般的な建設業者であれば施工可能な工事について、過去 10 年分を抽出し、取引先選定が妥当か、特定取引先へ発注が偏っていないか等、確認した結果、不透明な発注は認められなかった。
 - 現職および過去 10 年間に在籍した原子力、火力、再生エネルギー（水力）、土木建築および情報システム部門の部長職以上の役職員（計 75 名）ならびに資材部門の発注責任者（部長、G L クラス（計 21 名））を対象に、発注に際して、特定の取引先等に事前に発注約束をする、または事前に情報（案件名や概算金額等）提供を行う、などの便宜をはかる行為の有無について、聞き取り調査した結果、問題となる事案は認められなかった。

○ 以上のことから、当社において不適切な工事発注・契約は認められない。

（3）電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

補填は行っていない。

2. 本件事案発覚後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容およびコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

（1）本件事案発覚後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容

- ・当社は、本件事案発覚後、上記 1（1）①の調査を行い、同様の事案がないことを確認した。また、コンプライアンスの徹底について全社周知を行うとともに、グループ会社に対しコンプライアンスの徹底を要請した。（令和元年 10 月 29 日）
- ・さらに、社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会において、取引先からの贈答品受領に関する取扱いについて検討を行い、本年 3 月より、取引先からの贈答品の受領を原則禁止するとともに、贈答品受領に関する相談窓口の設置、やむを得ず受領した場合の報告の義務付けなど会社として対応する仕組みを導入した。
- ・関西電力第三者委員会の調査報告書の公表後は、社長をトップとする CSR 推進会議（コ

ンプライアンス推進委員会の上位組織)を同月23日開催し、同調査報告書の概要、貴省から発出された業務改善命令の内容等を周知し、コンプライアンスの徹底を再確認するとともに、同日開催した幹部会(役員、本店部長・支店長などの幹部職員で構成)においても、本件事案について周知し、コンプライアンスの徹底を再確認した。

- ・本件事案の発覚後、取締役会および監査等委員会において、社外取締役を含む取締役に当社の対応状況等を適宜報告している。

(2) コンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

- ・当社は、コンプライアンスに関する社内規程類を整備するとともに、社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会(労働組合委員長、監査等委員、社外弁護士も出席)を設置しており、また、社内外から匿名の相談も受け付けるコンプライアンス相談窓口を設けている。加えて、昨年4月1日からは、監査等委員会が取締役のコンプライアンス違反に関する社内通報窓口を設置している。
今後とも、上記の制度を適切に運用し、コンプライアンスの更なる推進に努める。
- ・2(1)に記載している取引先からの贈答品受領に関して新たに整備した仕組みが適切に運用されているかコンプライアンス推進委員会などでフォローする。
- ・今年度実施するコンプライアンス教育(全社員を対象としたパソコンによる教材受講、事業場を巡回するコンプライアンス周知会、階層別社員研修等)において、本件事案の内容を取り上げ、同様の事案を起こさないよう注意喚起をするなどして、更なるコンプライアンスの徹底を図る。
- ・グループ会社に対しても、「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を開催し、本件事案をはじめコンプライアンスに関する情報提供等を行うとともに、当社と同内容の教材を提供することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- ・本年4月下旬開催の取締役会および監査等委員会において、今回の報告徴収に関する対応について報告するとともに、今後も適時・適切に報告を行っていく。また、監査等委員を除く取締役等の報酬については、社外取締役を中心とする「報酬検討委員会」の答申を踏まえて、取締役会において適切に決議していく。

以 上

令和2年4月28日

総経発令2第8号

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

四国電力送配電株式会社

取締役社長 横井 郁夫

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

令和2年4月21日に受領した「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」(20200417資第24号)に基づき、下記のとおり報告いたします。

なお、前回報告「電気事業法第106条第3項に基づく報告について」(令和2年4月15日付 総経発令2第7号)からの追加・修正箇所には下線を付しております。

記

1. 関西電力株式会社の回答(令和2年3月14日)における内容に類似する事案の有無

(1) 役職員による金品受領の有無

当社は、本年4月の法的分離により、四国電力株式会社(以下、「四国電力」という。)から一般送配電事業を承継している。

関西電力株式会社(以下、「関西電力」という。)の役職員による金品受領等事案(以下、「本件事案」という。)に関する関西電力第三者委員会の調査報告書(令和2年3月14日)の内容を踏まえ、当社コンプライアンス推進委員会事務局(以下、「当社事務局」という。)および四国電力コンプライアンス推進委員会事務局(以下、「四国電力事務局」という。)が、次のとおり聞き取り調査を行い、全ての調査対象者から回答を得て(回答率100%)、関西電力と同様の事案がないことを確認した。

①現職および過去10年間の給電、送電、変電、配電、通信システム部門等の 部長職以上の役職員 ^{※1}	計40名
②現職および過去10年間の資材部門の発注責任者(部長、課長クラス) ^{※2}	計21名
③上記①および②の調査対象としていなかった過去10年間の役員経験者 (工事発注・契約に関わらない管理間接部門等を所管する常務執行 役員以上) ^{※3}	計24名
	合計85名

※1 当社事務局が、令和2年4月8日～10日に調査を実施

※2 四国電力事務局が、令和2年3月24日～4月10日に調査を実施

※3 四国電力事務局が、令和2年4月22日～28日に調査を実施

上記に加え、事業承継前については、四国電力事務局が四国電力のコンプライアンス相談窓口寄せられた過去10年間の相談・通報記録(91件)を調査し、関西電力と同様の事案がなかったことを確認した。(令和2年3月24日～4月10日実施)

また、事業承継後については、当社事務局が当社のコンプライアンス相談窓口寄せられた相談・通報記録はないことを確認した。(令和2年4月22日～28日実施)

(2) 不適切な工事発注・契約の有無

○ 工事発注・契約の仕組み

事業承継前の工事発注・契約の仕組みについては、以下のとおりである。

- ・承継前の工事発注・契約業務は、工事実施部門から独立した部門（四国電力資材部）にて集中して実施する体制としており、安価な事務用品購入等を除き、工事実施部門のみならず現場組織にも権限を与えていない。

- ・資材部が実施する発注手続きは、競争見積を原則とし、特命発注を行う場合でも、既存設備との技術的整合性が必要なものや、早急な発注が必要な災害復旧対応など合理的な理由があるものに限定している。

本方針は、業務フローでもルール化されており、案件ごとに取引先選定理由を明確にしたうえで、発注規模に応じて複数名が確認、承認する仕組みとなっている。

- ・発注価格については、特命・競争を問わず、取引先から提出された見積を、市況価格などを考慮して査定し、交渉を経たうえで決定しており、価格面における透明性を確保している。

- ・こうした一連の手続きは、発注プロセスの透明性を確保する内部統制システムとして構築・運用しており、その実施状況についても毎年監査法人のチェックを受けている。

事業承継後の当社の工事発注・契約については、承継前と同様の体制で実施している。

以上のとおり、工事発注・契約の仕組みについては、従前より不適切な発注の防止と透明性確保に資する体制となっている。

○ 過去事例の調査と結果

本件事案に鑑み、当社事務局と四国電力事務局が資材部協力のもと以下のとおり調査を行い、全ての調査対象者から回答を得た。（令和2年3月24日～4月10日実施、回答率100%）

- ・前述の①および②の聞き取り調査対象者に対し、発注に際して、特定の取引先等に事前に発注約束をする、事前に情報（案件名や概算金額等）提供を行う、または不適切な特命発注を行うなどの行為の有無について、聞き取り調査した結果、該当する事案はなかった。

- ・また、資材部門において、主要工事に関する実施状況を調査し、ルールに基づいた適切な発注を行っていることを確認した。

- ・さらに、一般的な建設業者であれば施工可能な工事を過去10年分抽出し、取引先選定が妥当か、特定取引先へ発注が偏っていないか等、確認した結果、不透明な発注は認められなかった。

- ・上記に加え、事業承継前については、四国電力事務局が四国電力のコンプライアンス相談窓口へ寄せられた過去10年間の相談・通報記録（91件）を調査し、関西電力と同様の事案がなかったことを確認した。

また、事業承継後については、当社事務局が当社のコンプライアンス相談窓口へ寄せられた相談・通報記録はないことを確認した。

以上のとおり、当社では、過去事例における不適切な工事発注・契約はない。

(3) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

事業承継前については、四国電力事務局が現職の会長および社長ならびに過去 10 年間の会長および社長経験者計 4 名に対して聞き取り調査を行うとともに、過去 10 年間の役員報酬決定に係る取締役会議事録および関係資料等を調査し、減額した報酬の補填を行っていないことを確認した。(令和 2 年 3 月 24 日～4 月 24 日実施)

事業承継後については、該当する事案がない。

2. 本件事案発覚後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容およびコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

(前回報告から追加・修正がないため記載省略)

(添付資料)

「電気事業法第106条第3項に基づく報告について」(令和2年4月15日付 総発令 2 第 7 号)

以 上

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

令和2年4月6日に受領した「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」(20200406資第10号)に基づき、当社のコンプライアンスおよび工事発注等に係る業務の適切性の確保状況等に関して下記のとおり報告いたします。

記

1. 関西電力株式会社の回答(令和2年3月14日)における内容に類似する事案の有無

(1) 役職員による金品受領の有無

関西電力株式会社(以下、「関西電力」という。)の役職員による金品受領等事案(以下、「本件事案」という。)に関する関西電力第三者委員会の調査報告書(令和2年3月14日)の内容を踏まえ、当社では、次の者に対し聞き取り調査を行い、いずれにおいても関西電力と同様の事案がないことを確認した。

- | | |
|--|-------------|
| ・現職および過去10年間の給電、送電、変電、配電、通信システム部門等の
部長職以上の役職員 | 計40
名 |
| ・現職および過去10年間の資材部門の発注責任者(部長、課長クラス) | 計21名 |
| | <hr/> 合計61名 |

(2) 不適切な工事発注・契約の有無

○ 工事発注・契約の仕組み

当社は、本年4月の法的分離により、四国電力株式会社(以下、「四国電力」という。)から一般送配電事業を承継している。

事業承継前の工事発注・契約の仕組みについては、以下のとおりである。

- ・承継前の工事発注・契約業務は、工事実施部門から独立した部門(四国電力資材部)にて集中して実施する体制としており、安価な事務用品購入等を除き、工事実施部門のみならず現場組織にも権限を与えていない。
- ・資材部が実施する発注手続きは、競争見積を原則とし、特命発注を行う場合でも、既存設備との技術的整合性が必要なものや、早急な発注が必要な災害復旧対応など合理的な理由があるものに限定している。

本方針は、業務フローでもルール化されており、案件ごとに取引先選定理由を明確にしたうえで、発注規模に応じて複数名が確認、承認する仕組みとなっている。

- ・発注価格については、特命・競争を問わず、取引先から提出された見積りを、市況価格などを考慮して査定し、交渉を経たうえで決定しており、価格面における透明性を確保している。
- ・こうした一連の手続きは、発注プロセスの透明性を確保する内部統制システムとして構築・運用しており、その実施状況についても毎年監査法人のチェックを受けている。

事業承継後の当社の工事発注・契約については、承継前と同様の体制で実施している。

以上のとおり、工事発注・契約の仕組みについては、従前より不適切な発注の防止と透明性確保に資する体制となっている。

○ 過去事例の調査と結果

本件事案に鑑み、以下のとおり調査を実施した。

- ・前述の聞き取り調査対象者に対し、発注に際して、特定の取引先等に事前に発注約束をする、または事前に情報（案件名や概算金額等）提供を行う、などの便宜をはかる行為の有無について、聞き取り調査した結果、該当する事案はなかった。
- ・また、資材部門において、主要工事に関する実施状況を調査し、ルールに基づいた適切な発注を行っていることを確認した。
- ・さらに、一般的な建設業者であれば施工可能な工事を過去 10 年分抽出し、取引先選定が妥当か、特定取引先へ発注が偏っていないか等、確認した結果、不透明な発注は認められなかった。

以上のとおり、当社では、過去事例における不適切な工事発注・契約はない。

(3) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

事業承継の前後ともに補填は行っていない。

2. 本件事案発覚後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容およびコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

(1) 本件事案発覚後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容

事業承継前については、四国電力が主導し以下のとおり取り組んできた。

- ・四国電力は、本件事案発覚後、同様の事案がないことを確認するとともに、コンプライアンスの徹底について周知を行った。（令和元年 10 月 29 日）。

- ・さらに、四国電力社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会において、取引先からの贈答品受領に関する取扱いについて検討を行い、本年3月より、取引先からの贈答品の受領を原則禁止するとともに、贈答品受領に関する相談窓口の設置、やむを得ず受領した場合の報告の義務付けなど会社として対応する仕組みを導入した。
- ・関西電力第三者委員会の調査報告書の公表後は、四国電力社長をトップとするCSR推進会議（コンプライアンス推進委員会の上位組織）を同月23日開催し、同調査報告書の概要、貴省から発出された業務改善命令の内容等を周知し、コンプライアンスの徹底を再確認するとともに、同日開催した幹部会（役員、本店部長・支店長などの幹部職員で構成）においても、本件事案について周知し、コンプライアンスの徹底を再確認した。
- ・四国電力は本件事案の発覚後、取締役会および監査等委員会において、社外取締役を含む取締役に対応状況等を適宜報告している。

（2）コンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

事業承継後、当社は以下のとおり取り組んでいる。

- ・本年4月1日付で、社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、四国電力の上述の新たな仕組みも取り入れたコンプライアンスに関する社内規程類を整備し、また、社内外から匿名の相談も受け付けるコンプライアンス相談窓口も設けている。
- ・今後、コンプライアンス推進委員会において、新たに整備したこれらの仕組みが適切に運用されているか適宜フォローしていくとともに、今年度実施するコンプライアンス教育（全社員を対象としたパソコンによる教材受講、事業場を巡回するコンプライアンス周知会、階層別社員研修等）において、本件事案の内容を取り上げ、注意喚起を行うこととしている。
- ・本年4月下旬開催の取締役会に、今回の報告徴収に関する対応について報告する。

当社としては、これらの取り組み等を通じ、今後とも、更なるコンプライアンスの遵守・徹底を図っていく。

以 上